

専門学校高崎福祉医療カレッジ情報提供資料

学校法人 藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ
(令和6年9月30日 現在)

専門学校高崎福祉医療カレッジでは、学校教育法、専修学校設置基準、各種関係法令を遵守し、健全な学校運営と教職員の資質向上に取り組んでいます。

介護福祉学科・看護師学科を中心に社会で求められる人材を輩出する、実践的職業教育を提供しています。

本校は、このような役割を担うに当たって、本校の情報を提供し、本校の教育活動への理解と協力及び企業等との連携を促進することによって、学生・保護者・地域社会との信頼関係をより強めていきたいと考えております。

そのために、以下の項目について情報提供しています。
項目によっては、現在実施中のものも含め、最近の情報を提供するように努めています。

1. 学校の概要、目標及び計画
 - (1) 学校の教育、人材養成の目標
 - (2) 理事長及び学校長明、所在地、連絡先等
 - (3) 学校の沿革、歴史
 - (4) その他の諸活動に関する計画
2. 各学科等の教育内容
 - (1) 入学者に関する受入れ方針及び収容定員、在校生数
 - (2) カリキュラム
 - (3) 進路・卒業の要件等
 - (4) 学習の成果として取得を目指す資格
 - (5) 資格取得、検定試験合格等の実績
 - (6) 卒業者数、卒業後の進路
3. 組織及び教職員の状況
 - (1) 教職員の組織
 - (2) 教職員数
4. キャリア教育・実践的職業教育
 - (1) キャリア教育への取組状況
 - (2) 実習・実技等の取組状況
 - (3) 就職支援等への取組支援

5. 様々な教育活動・教育環境
 - (1) 学校行事への取組状況
 - (2) 課外活動
6. 学生の生活支援
 - (1) 学生支援への取組状況
7. 学生納付金・就学支援
 - (1) 学生納付金の取扱い（金額、納入時期等）
 - (2) 奨学金、授業料減免等の経済的支援措置
8. 学校の財務状況
9. 学校評価
 - (1) 自己評価・学校関係者評価の結果
 - (2) 評価結果を踏まえた改善方策
10. 学則

1. 学校の概要、目標及び計画

(1) 学校の教育、人材育成の目標

本校学則第1条(目的)に「本校は、教育基本法に則り、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法及び保健師助産師看護師法等に従って、専門的な知識及び技能を修得させ、保健・医療・福祉事業にたずさわる者を養成することを目的とする。」としており介護・医療・福祉分野に関する職業人を養成しております。

私たち藤仁館学園の願いは、卒業生が介護・看護を中心とした医療・福祉の世界で、10年・20年先まで中心的人材として活躍し続けることです。

当校に在学中の学生生活を充実させるのは勿論のこと、卒業後の仕事において、就業年数に相応しい知識・技術・見識を身に付け、それを客観的に証明する「資格」を取得し、仕事に活かすことが出来れば職業人として最高です。

そのため、当校では、設置学科を無意味に増設することに替えて、卒業後3年・5年10年・15年と卒業生の成長に合わせたスキルアップ教育を提供し、生涯を通じて卒業生と学校が成長しあえる関係を構築することです。

(2) 理事長及び校長名、所在地、連絡先等

学校法人藤仁館学園 理事長 佐藤 律夫
専門学校高崎福祉医療カレッジ 学校長 佐藤 律夫

学校法人藤仁館学園 専門学校高崎福祉医療カレッジ
〒370-0045 群馬県高崎市東町28番1
電話 027-386-2323 ファックス 027-386-2113
ホームページ <https://www.tojinkan.ac.jp>

(3) 学校の沿革・歴史

平成20年3月27日	専門学校高崎福祉医療カレッジ 介護福祉学科が厚生労働大臣より介護福祉士養成施設の指定を受ける。
平成20年3月31日	学校法人藤仁館学園設立
平成20年3月31日	専門学校高崎福祉医療カレッジ設置認可
平成20年4月	介護福祉学科第1期生スタート
平成21年3月26日	社会福祉士科一般養成課程(通信)が厚生労働大臣より社会福祉士一般養成施設(通信)の指定を受ける。
平成21年4月	社会福祉士科一般養成課程(通信)第1期生スタート

平成21年4月	第1回介護技術講習会を実施（4月～12月まで開講）
平成22年2月26日	文部科学省告示第30号により介護福祉学科が専門士の称号を取得。
平成23年3月23日	社会福祉士科短期養成課程（通信）が厚生労働大臣より社会福祉士短期養成施設（通信）の指定を受ける。
平成23年3月24日	精神保健福祉士科一般養成課程（通信）が厚生労働大臣より精神保健福祉士一般養成施設の指定を受ける。
平成23年3月24日	精神保健福祉士科短期養成課程（通信）が厚生労働大臣より精神保健福祉士短期養成施設（通信）の指定を受ける。
平成23年3月24日	社会福祉科一般養成課程（通信）が厚生労働大臣より定員増の指定を受ける。
平成23年4月	社会福祉士科短期養成課程（通信）、精神保健福祉士科一般養成課程（通信）、精神保健福祉士科短期養成課程（通信）第1期生スタート
平成23年11月	附帯教育事業「社会福祉士実習指導者講習会」を開講
平成24年3月28日	介護福祉学科が社会福祉主事の養成機関として、厚生労働大臣より指定を受ける。
平成24年4月	介護福祉学科（社会福祉主事併修）第1期生スタート
平成24年8月	附帯教育事業「介護福祉士実習指導者講習会」を開講
平成25年2月1日	介護福祉士実務者研修科（通信課程）が厚生労働大臣より介護福祉士実務者養成施設の指定を受ける。
平成25年2月20日	社会福祉科短期養成課程（通信）が厚生労働大臣より定員増の指定を受ける。
平成25年4月	介護福祉士実務者研修科（通信）第1期生スタート
平成25年9月	社会福祉士科一般養成課程（通信）の定員増の指定申請を関東信越厚生局へ提出
平成25年11月	介護福祉士実務者研修科（通信）の定員増の指定申請を関東信越厚生局へ提出
平成26年3月20日	社会福祉士科一般養成課程（通信）が厚生労働大臣より定員増の指定を受ける。
平成26年3月31日	文部科学省告示第59号により介護福祉学科が職業実践専門課程の認定を受ける。
平成26年5月30日	介護福祉士実務者研修科（通信）が厚生労働大臣より定員増の指定を受ける。
平成27年6月	附帯教育事業「精神保健福祉士実習指導者講習会」を開講
平成29年12月	専門学校高崎福祉医療カレッジ 看護師学科が群馬県より看護師養成所の指定を受ける。
平成30年4月	看護師学科第1期生スタート
令和2年6月	専門学校高崎福祉医療カレッジ 看護師科（通信課程）が群馬県より承認を受ける。

令和3年4月

看護師科（通信課程）第1期生スタート

(4) その他の諸活動に関する計画

- ① 毎年、4月に学生及び職員の健康診断を実施
- ② 介護福祉士実習指導者講習会、社会福祉士実習指導者講習会、精神保健福祉士実習指導者講習会の実施

2. 各学科等の教育内容

(1) 入学者に関する受入れ方針及び収容定員、在校生数

- ① 収容定員、在校生数（学校基本調査：令和6年5月1日現在）

＝昼間部＝

社会福祉専門課程 介護福祉学科 修業年限2年 入学定員40人、総定員80人
在籍学生数 1年18人 2年18人 合計36人

医療専門課程 看護師学科 修業年限3年 入学定員40人 総定員120人
在籍学生数 1年21人 2年28人 3年35人 合計84人

＝別科（養成施設）＝

学科名	修業期間	定員	実員	学科内容
社会福祉士科（1年生）	1年6月	320名	187名	社会福祉士一般養成課程（通信）
社会福祉士科（2年生）	1年6月	320名	223名	社会福祉士一般養成課程（通信）
社会福祉士科（1年生）	9月	160名	42名	社会福祉士短期養成課程（通信）
精神保健福祉士科（1年生）	1年7月	180名	145名	精神保健福祉士一般養成課程（通信）
精神保健福祉士科（2年生）	1年7月	180名	84名	精神保健福祉士一般養成課程（通信）
精神保健福祉士科（1年生）	9月	340名	307名	精神保健福祉士短期養成課程（通信）
看護師科（1年生）	2年	300名	203名	看護師科（通信）
看護師科（2年生）	2年	300名	193名	看護師科（通信）

- ② 入学者に関する受入れ方針

＝社会福祉専門課程 介護福祉学科＝

本校介護福祉学科の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で

文部科学大臣の指定した者

- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定に準ずる学力があると認めてもの
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(2) カリキュラム

専門学校高崎福祉医療カレッジでは、教育課程編成委員会の意見を反映し学校が主体的に教育内容を編成し実践的かつ専門的な職業教育を実施しています。

授業科目については、学則別表1を参照してください。

(3) 進級・卒業時の要件等

進級：1年次に履修する科目（必須科目）すべてにおいて「可」以上の成績

卒業：2年次に履修する科目（必須科目）すべてにおいて「可」以上の成績

成績評価

- ① 授業科目の成績評価は、学年末において、終講試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時間数が学則に定める授業時数の3分の2（介護実習及び臨地実習は5分の4）に達しない者、授業料を完納していない者は、その科目について評価を受けることができない。
- ② 成績評価は、各科目ごとに、試験成績、実習の成果、履修状況等を総合して100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。
成績は、優（80点以上）、良（70点以上79点）、可（60点以上69点）、不可（59点以下）の4段階をもって表示し、不可は未修了とする。
- ③ 校長は、傷病その他やむを得ないと認める理由により試験を受けることが出来なかった者に対して追試験を、試験の成績が不可であった者に対しては再試験を受けさせることができる。

(4) 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等

介護福祉士・社会福祉主事・専門士

(5) 取得資格、検定資格等の実績

平成 20 年度から令和 4 年度入学者（令和 6 年 3 月卒業）まで累計 318 名が卒業しました。

(6) 卒業者数、卒業後の進路（令和 6 年 3 月卒業生）

卒業者 17 名

就職	介護老人保健施設 3 名	特別養護老人ホーム 8 名
	通所介護 1 名	短期入所 1 名
	住宅型有料老人ホーム 2 名	認知症対応型共同生活介護 1 名
	教育機関 1 名	

=医療専門課程 看護師学科=

本校看護師学科の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定に準ずる学力があると認めてもの
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(2) カリキュラム

専門学校高崎福祉医療カレッジでは、教育課程編成委員会の意見を反映し学校が主体的に教育内容を編成し実践的かつ専門的な職業教育を実施しています。

授業科目については、学則別表 1 を参照してください。

(3) 進級・卒業時の要件等

進級：1・2 年次に履修する科目（必須科目）すべてにおいて「可」以上の成績

卒業：3 年次に履修する科目（必須科目）すべてにおいて「可」以上の成績

成績評価

- ① 授業科目の成績評価は、学年末において、終講試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時間数が学則に定める授業時数の 3 分の 2（介

護実習及び臨地実習は5分の4)に達しない者、授業料を完納していない者は、その科目について評価を受けることができない。

- ② 成績評価は、各科目ごとに、試験成績、実習の成果、履修状況等を総合して100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績は、優(80点以上)、良(70点以上79点)、可(60点以上69点)、不可(59点以下)の4段階をもって表示し、不可は未修了とする。

- ③ 校長は、傷病その他やむを得ないと認める理由により試験を受けることが出来なかった者に対して追試験を、試験の成績が不可であった者に対しては再試験を受けさせることができる。

- (4) 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
看護師

- (5) 取得資格、検定資格等の実績

平成30年度から令和3年度入学者(令和6年3月卒業)まで累計154名が卒業しました。

- (6) 卒業者数、卒業後の進路(令和6年3月卒業生)

卒業生 43名

就職 病院36名 在家庭7名

3. 組織及び教職員の状況

- (1) 教職員の組織

職員会議にて重要な意思決定を行う。

小規模校のため日常のやり取りの中で十分なコミュニケーションを図り、日々の教育活動・業務を円滑に行う。

教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会との有機的な連携を図りながら、教育の質の保証・向上に向けて組織的に取り組む。

- (2) 教員数(別科を除く)

専任教員 13人

兼任教員 40人

事務職員 8人

4. キャリア教育・実践的職業教育

(1) キャリア教育

就職支援において、キャリアコンサルティングの導入を行っている。

(2) 実習・実技等の取組状況

実習においては、施設と連携して

介護福祉士の養成としての実習を 450 時間（60 日間）

社会福祉主事の養成としての実習を 90 時間（12 日間）実施している。

医療的ケアの演習を 60 時間実施している。

看護師の養成として実習を 1035 時間実施している。

(3) 就職支援等への取組状況

就職を希望する学生の意向把握から始まり、個々に応じた支援を実施

履歴書・エントリーシートの作成指導、ジョブカードの作成支援

施設を招いての就職説明会の実施

5. 様々な教育活動・教育環境

(1) 学校行事への取組状況

4 月 入学式

10 月 就職説明会

3 月 卒業式

現行では、学園祭や卒業研修旅行が実施されていないが、学園祭、卒業研修旅行について企画し実行していきたい。

(2) 課外活動

施設でのボランティア活動

(3) 企業等との連携による取組み

職業実践専門課程の目的に応じた分野の実務に関する知識や技術をより専門的に修得するための研修を実施

6. 学生の生活支援

- 1 保護者に対しては毎学期成績表と出席状況を書面にて報告している。
- 2 卒業後のスキルアップとして、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を用意している。
- 3 担任制により個別に一人ひとりの適性にあった進路指導を実施している。
- 4 休日でも、担任、事務員が交代で出勤しており、相談ごとを受入れる場を設けている。
- 5 就職指導において、キャリアコンサルティングを導入している。

7. 学生納付金・修学支援

(1) 学生納付金の取扱い（金額、納入時期等）

① 学納金

学科名	入学金	授業料	実習費	施設整備費	合計
介護福祉学科	100,000	840,000 (840,000)	150,000 (150,000)	180,000 (180,000)	1,270,000 (1,170,000)
看護師	200,000	680,000 (680,000)	200,000 (200,000)	200,000 (200,000)	1,280,000 (1,080,000)

(注) 授業料、実習費、施設整備費は年額であり、()内は2年次・3年次納付額である。

② 納入時期

1年次

原則・・・入学手続き時に1年次の学費全額

特例・・・入学手続き時に入学金と1年次授業料

7月31日までに実習費と施設整備費

2年次・3年次

翌年3月31日までに2年次の学費全額

ただし、分割を希望されている場合には個別に相談に乗ります。

(2) 奨学金、授業料減免等の経済的支援措置

- ① 学生の家庭事情や就学態度、成績を総合的に判断して、学費減免などを行う制度あり。
- ② 日本学生支援機構奨学金制度あり
- ③ 介護福祉士・看護師等修学資金貸付制度あり
- ④ 2年次に生命保険協会の介護福祉士養成奨学金制度あり
- ⑤ 特待生入学試験制度あり（介護福祉学科のみ）

S特待生	1年次授業料全額免除
A特待生	1年次授業料半額免除
B特待生	1年次入学金全額免除
C特待生	1年次入学金半額免除

8. 学校の財務状況

令和4年度財務計算書類のうち下記のを本校ホームページにて公開しております。
資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、
その他については、私立学校法の規定に基づき、個別の要請に応じて対応します。

9. 学校評価

- (1) 自己評価報告書および評価結果を踏まえた改善方策
本校ホームページにて公開しております。
- (2) 学校関係者評価報告書および評価結果を踏まえた改善方策
本校ホームページにて公開しております。

10. 学則

- (1) 学則
本校ホームページにて学則を公開しております。
また、別科に係る細則の公開しております。

【 本校ホームページ <http://www.tojinkan.ac.jp> 】

専門学校高崎福祉医療カレッジでは、本校の情報提供指針に基づいて、本校の情報を提供しております。

問合せ先

学校法人藤仁館学園 専門学校高崎福祉医療カレッジ

〒370-0045 群馬県高崎市東町28番地1 電話 027-386-2323